

「粗大ごみの回収・処理費用の一部直接負担方式化」に関する意見募集結果

長久手町粗大ごみの回収・処理費用の一部直接負担方式化に向けて、町民のみなさんからご意見をいただくためパブリックコメントを実施しました。

次のとおり結果を公表します。

1 意見募集案件名

「長久手町粗大ごみの回収・処理費用の一部直接負担方式化に向けて」

2 募集期間

平成22年6月10日(木)から平成22年7月9日(金)まで

3 閲覧場所

環境課、役場西庁舎1階行政情報コーナー、町ホームページ

4 募集結果

5通29件(15意見)

5 提出された意見及び意見に対する町の考え方

	ご意見(要約)	町の考え方
1	粗大ごみ一点1,000円は高すぎる。他市のごみを引き受けて、なぜ町民は1,000円なのか。	町の粗大ごみの収集処理経費を踏まえて、受益者負担の公平性の確保、排出抑制やリサイクルの推進の観点から、処理費を1,000円程度としましたが、再度検討します。 ごみの処分場である晴丘センターでは瀬戸市、尾張旭市、長久手町の尾張東部衛生組合内以外の市町のごみは受け付けておりません。また、瀬戸市、尾張旭市でも同時期に粗大ごみの一部負担方式化を検討しています。
2	不法投棄が増加してしまうと思うが、どのように対策を行うか。	不法投棄対策として、①広報ながくて及びホームページ、ケーブルテレビなどを通じて広報活動を行います。②不法投棄されやすい場所などに啓発看板を設置します。③不法投棄の監視パトロールを衛生委員さんの協力や、町職員により行います。以上のような対策を実施してまいります。
3	老人には負担です。長久手町はお金持ちばかりではありません。もっと現況をみて、底辺の人たちを考慮してください。	粗大ごみの一部直接負担方式化は、新たな経済的な負担を伴う仕組みであることから、実施にあたっては、生活保護費の受給者への負担軽減を考慮し、手数料の減免措置を検討します。
4 (4件)	単一料金ではなく品目によって段階ごとの料金としてほしい。	町の粗大ごみの収集処理経費を踏まえて、受益者負担の公平性の確保、排出抑制やリサイクルの推進の観点から、処理費を1,000円程度としましたが、再度検討します。 また、指定ごみ袋に入らないものを粗大ごみとして規定し、現在の収集体系からの移行のしやすさ、わかりやすさから単一料金で実施します。

	意見	町の考え方
5 (2件)	品目に応じた基準を役場で決める。今までもえないごみで集積所に出していた物を、粗大ごみとして各家庭まで取りに来てもらうと、ガソリン代や人件費などが無駄になるのではないか。	指定ごみ袋に入らないものを粗大ごみとして規定するが、傘など一部除外するものは、今後、決定したい住民のみなさんにお伝えしていきます。 また、粗大ごみの一部直接負担方式化を行うことで、その目的であるごみの減量の効果により、粗大ごみやもえないごみの量自体が減り、収集車のガソリン代などの無駄は生じないと想定しております。
6 (4件)	もえないごみの回収袋を数種類(20ℓ、40ℓや20ℓ、45ℓなど)作ってほしい。食器の割れたものなどをいつまでも家に置いておいては危険なため。	2種類(20ℓ、40ℓ相当)を作成する予定です。
7 (3件)	家具などセットで購入したものの(例:学習机とイス)は1点として回収してほしい。	粗大ごみは1つごとの排出となるため、セットのものでも排出時は別料金での回収とする予定です。
8 (4件)	大きさにかかわらずもえないごみとする品目を指定してほしい。	基本的には同じ品目でも、もえないごみ袋に入らないものは粗大ごみと規定します。
9	引越しなどで粗大ごみが多量に出る場合はどうするか。	引越しなどで一時的に多量のごみが出る場合は、現在と同様に晴丘センターに自己搬入していただくか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者にご依頼ください。
10	スプレー缶は今までどおりの出し方か。	これまでどおり収集日にスプレー缶専用のかごを配置しますので、そちらにお出してください。
11	もえるごみ袋より丈夫な袋となるか。	現在使用している町指定のもえるごみ袋より、厚手の袋にする予定です。

	意見	町の考え方
12	手数料の用途については情報開示が必要ではないか。	一部直接負担方式化による手数料の収入やごみの回収量の変化及び用途について公表していきます。
13	一部負担方式化決定後に住民への周知の徹底が必要ではないか。	広報ながくての特集、町ホームページや平成23年度版のごみ・資源カレンダーへの掲載など、積極的にPRを行います。
14	塗料の缶は何ごみになるか。	一般家庭で利用され中身を全部使い切ったものについては、もえないごみの袋に入ればもえないごみ、入らなければ粗大ごみとします。
15 (3件)	パブリックコメントにより意見を求める際は資料をつけてほしい。	今回のパブリックコメントは町ホームページや環境課窓口、役場西庁舎1階行政情報コーナーなどで資料の閲覧を行いました。 その周知のため広報ながくてで意見募集の案内を行うなど、現行のパブリックコメントの要綱にしたがって実施しました。